

平成29年度事業計画

第1 事業計画策定基調

我が国の経済は、アベノミクスの推進によりGDPの増加、有効求人倍率の上昇、さらには実質賃金もプラスに転じ上昇している。

しかしながら、個人消費や設備投資は地方を中心に未だ力強さを欠く状況にある。政府としては、日本全体の成長力を底上げし、さらに経済の好循環を加速するために「一億総活躍社会」を掲げ、その実現に向けて「新3本の矢」を全面に打ち出し、「働き方改革」や「イノベーション」をはじめとする諸政策を集中的に取り組んでいくこととしている。

こうした状況の中、トラック運送業界は、原油価格の安定に伴い、経営の改善が図られているものの、少子高齢化の進展に伴い、運転者の確保が事業経営上重要な課題として位置づけられる状況となってきた。さらには働き方改革の一環として、労働時間の削減に向けた取組、経営の生産性の向上、圧倒的大多数を占める中小企業に対する取引条件の改善が要請されてきている。

我が国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、常に時代の要請に応えるため、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立、業界の社会的地位向上のための施策の推進に向け、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に全力を傾注しているところである。ついては、今後のトラック事業の発展を期して、平成29年度事業として下記に示す重点施策に基づき、諸活動を積極的に展開していくこととする。

第2 重点施策

- (1) 取引環境の改善及び長時間労働の抑制並びに生産性の向上に向けた諸対策
- (2) 交通及び労災事故の防止
- (3) 人材確保対策の推進
- (4) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度の充実
- (5) 原価管理に基づく適正運賃収受の推進
- (6) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (7) 新技術を活用した物流の効率化等の推進
- (8) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (9) 燃料費対策の推進及び燃料サーチャージの導入
- (10) 環境・省エネ対策の推進
- (11) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底
- (12) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

第3 事業計画

1. 規制改革対策事業

- (1) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について、国土交通省及び厚生労働省等と連携を図り、協議会の的確な運営がされるよう全ト協・各県トラック

協会と意見交換を行うなど対応を図る。また、取引環境と労働時間の改善に向けた実現可能な対応策を検討する。

- (2) 平成28年度の状況を踏まえ、着荷主も含めたパイロット事業の実施に向けて、国土交通省及び厚生労働省等との連携をさらに密にし対応を図る。
- (3) 国土交通省と適正化実施機関との連携を強化し、新規事業者の参入基準の厳格化等行き過ぎた規制緩和の見直しを要望する。
- (4) 利用運送事業に関する規制の在り方について、引き続き関係行政機関に要望を行う。

2. 道路対策事業

- (1) 高速道路の利用をさらに促進するため、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度の充実に向けて、荷主等経済界との協力も得て、積極的な要望活動や行政機関等との調整を行う。
- (2) ETC2.0の普及促進を図るため、ETC2.0を活用した「車両運行管理支援サービス」等各種物流対策の充実に向けた対応を図る。
- (3) ドライバーが計画通りに運行し、労働関係法令を遵守できるよう、トラックステーションをはじめ高速道路のSA・PA、道の駅等における駐車スペースの確保について対応を図る。

3. 軽油高騰対策事業

- (1) 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、政府与党等に対し、要望・陳情活動を展開する。
- (2) 国土交通省・全ト協と連携を図り、燃料サーチャージガイドラインを周知するなど、導入促進するとともに、適正運賃收受のための方策を検討する。
- (3) 軽油等燃料費の一段の高騰及び環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

4. 交通安全対策事業

- (1) 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- (2) 交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、ドライブレコーダー活用マニュアルを見直し、効果的な映像を活用したセミナーとするほか、「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図る。
- (3) 後方移動時の事故を防ぐため、安全装置（バックモニター）導入について引き続き助成を行う。
- (4) 安全意識ならびに運転技能向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」へ山口県代表選手を選考、派遣する。
- (5) 運行管理者およびドライバー（初任運転者等を含む）の安全教育を促進するために、指定研修施設および県下自動車学校（7校）で実施する研修における安全教育への助成を実施するとともに、車両点検講習会を開催する。
- (6) 春・夏・秋・年末年始の「交通安全運動」や「無事故・無違反コンテスト」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転明るい輸送運動」を展開する。

- (7) 適性診断の受診率向上のため、「NASVAネット」の利用促進を図る。
- (8) 県下の小学校を対象とした「トラックの交通安全教室」を積極的に開催し、通学路等における交通安全教育を推進する。
- (9) 運行管理者資格取得を促進するため、運行管理者試験事前講習会を開催する。
- (10) 交通労働災害防止担当者教育を開催する。

5. 環境・エネルギー対策事業

- (1) 「新環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入促進、車両の大型化等輸送の効率化、環境啓発活動を推進する。
- (2) 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための助成事業を行う。
- (3) 低公害車の一層の普及を図るため、車両導入に対して引き続き助成を実施する。
- (4) エアヒータ、バッテリー式冷房装置等の導入のための助成を行う。
- (5) 「省エネ運転講習会」を県内各地で開催し、省エネ対策を推進する。
- (6) 各種広報媒体を活用して環境意識の改善に向けた啓発活動を積極的に推進するほか、環境問題への取り組み姿勢を内外にアピールし、広く社会一般の理解を求める。
- (7) 山口県と連携して不正（粗悪）軽油の使用防止のための諸施策を実施する。

6. 輸送秩序確立対策事業

- (1) 国土交通省の「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」に積極的に対応し、適正運賃・料金を収受するための方策について検討する。
- (2) 政府の「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」に対応するとともに、トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画の内容について、会員事業者及び荷主への理解促進を図る。
- (3) 基本契約の締結や書面化の必要性、下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、会員事業者及び荷主さらなる周知を行い、定着を図る。
- (4) 輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携強化を一層緊密にして違法行為の排除に取り組む。

7. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 巡回指導において悪質な法令違反が判明した場合に、速やかに国土交通省に通報する速報制度について、当該運輸支局等と連携を密にして、本制度の円滑かつ効果的な推進を図る。
- (2) 運輸支局等との連携により、新規許可事業者に係る新規巡回指導へ適切に対応し、新規許可事業者の事業運営について、早期の適正化を図る。
- (3) 運輸支局等との連携により労基特別巡回指導へ適切に対応し、事業者の違反等について早期の改善を図る。
- (4) 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、地方運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- (5) 運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。
- (6) 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に則り、実施機関において厳格な運用を徹底するとともに、効果的・効率的な指導の実施に努める。
- (7) 巡回指導は事業者に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。

- (8) 新規事業者や悪質事業者及び小規模事業者など指導の必要性が高い事業者に重点を置き、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、中でも総合評価がD及びE評価の事業所に対しては、改善指導を徹底し、事業者の自立的な改善を促進する。
- (9) 小規模グループ研修における模擬巡回指導の実施や近接の地方実施機関との緊密な連携を図ること等により、巡回指導の評価手法の均一化を図る。
- (10) 巡回指導において、社会保険等が未加入であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。
また、定期津法事案として運輸支局に報告する。
- (11) 全国実施機関作成の点呼、運転者教育、点検整備の励行及び不正改造防止に係る啓発リーフレット等を巡回指導時に配布する等、運行・車両管理に対する的確な指導に努める。
- (12) 巡回指導等を通じ、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を図るとともに、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組について適切な指導に努める。
- (13) 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関との連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

8. 緊急・救援輸送対策事業

- (1) 「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき必要な体制整備を推進するとともに、緊急物資輸送体制の確立を図る。
- (2) 山口県地域防災会議の指定地方公共機関として、災害時の緊急物資の輸送・保管・管理に必要な貨物自動車等の供給確保及び物流専門家の派遣について対応する。
- (3) 山口県総合防災訓練および高圧ガス保安協会防災訓練などに参加し、緊急救援物資輸送体制および災害防止対策の積極的推進を図る。

9. 税制・金融対策事業

- (1) 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を展開する。
- (2) 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資にかかる利子補給を行う。
- (3) 会員事業者の資金融通を支援するため、国及び山口県等が定めるセーフティネット制度融資を会員事業所が受ける際に会員事業者が信用保証協会に支払う信用保証料について助成する。

10. 労働対策事業

- (1) 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナー等を通じて健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。
- (2) 重大事故を未然に防ぐため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診助成を引き続き実施するとともに、SASスクリーニング検査、精密検査、治療と繋がるよう事業推進を図る。
- (3) 過労防止対策に向け、セミナー等を通じ過労防止の意識の高揚を図るとともに過労防止対策の普及・促進を図る。
- (4) トラック運送事業の当面する労働諸問題について、物流政策懇談会等において、行政、労働組合との意見交換を行う。

11. 交付金運営対策事業

- (1) トラック運送事業の近代化、合理化に資するとともに輸送力の増強を促進するため、中央近代化基金融資の斡旋を行う。
- (2) 省エネ推進及びトラックの走行に伴う環境問題の重要性に鑑み、低公害車並びにEMS機器等購入を促進するために融資に対する利子補給助成を行う。

12. 経営改善対策事業

- (1) 中小トラック運送事業者の経営改善を図るため、中小企業診断士が行う個別企業の経営診断について助成を実施する。
- (2) 全ト協と連携して中小トラック運送事業者の経営実態の把握と個々の経営改善への取り組みに資するため、業界の指標となる経営分析報告書を作成する。
- (3) 経営基盤を強化し、めまぐるしく変化する環境変化に適確な対応を図るため、「経営者研修会」を開催する。
- (4) 中小トラック運送事業者の原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体質の改善を図るための手法や諸施策等を講じる。

13. 人材育成対策事業

- (1) 事業後継者ならびに青年経営者の育成を支援するため、次代を担う青年経営者のための各種研修事業を推進する。
- (2) 中小企業の優秀な管理者を育成するため、(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座受講を促進するとともに受講料の助成を実施する。
- (3) 準中型免許制度の施行に伴い、人材不足を解消するため、県内高等学校を対象に物流出前授業を実施する。

14. 消費者対策事業

- (1) ホームページに標準引越運送約款、「かしこい引越」、苦情受付のための「引越ご意見箱」や引越事業者のリストを掲載し、引越方法等について一般市民へ周知を図る。
- (2) 引越業務の品質向上を図るため、引越に携わる実務担当者に対し、引越講習（基本講習・引越管理者講習）への参加を推進し引越事業者優良認定制度の普及促進を図る。
- (3) 消費生活センターとの連携を図りながら、輸送サービス相談窓口体制を強化する。
- (4) 苦情処理への適正・迅速な対応を図る。

15. 広報活動事業

- (1) トラック輸送産業の果たす重要な役割や業界の現状、課題等について、関係行政機関並びに国民の理解を得るため、ラジオによる広報活動に併せて、新聞各紙に必要時期にかつ効果的に意見広告を掲載する。
- (2) トラック運送事業の社会的役割への理解を求めため、「トラックの日」の各種行事等の諸活動を推進するとともに、マスコミ等の各種媒体を活用した幅広いPR活動を図る。
- (3) 会員への各種情報伝達を図るため、機関誌「山口県トラック広報」を活用し、協会の活動状況や各種助成事業案内、行政の動向等について会員事業者等に対する情報提供の充実を図る。
- (4) 会員事業者をはじめ、荷主事業者、関係行政機関等に対しトラック輸送の現状を

はじめ協会の諸活動などの幅広い情報を提供するため、ホームページや全ト協等の作成諸資料を活用し、啓発運動を効果的に推進する。

- (5) 荷主等に対し適正運賃収受をはじめとした適正取引推進及び安全性評価事業（Gマーク制度）の普及促進に向けて、荷主向け物流セミナー等を通じたPR活動を展開し、理解と協力を求める。

16. 共同施設整備運営事業

- (1) 研修会館利用者の利便性の向上を図るため、利用施設の整備・運営を行い、更なる利用促進を図る。

17. 中央出捐事業

- (1) 全国単位にて貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業を行う全国団体（全ト協）に対して出捐を実施する。

18. 業種別専門輸送対策事業

- (1) 専門委員会（5委員会・5部会）においては、業種別部門としての対応を図るため、輸送秩序の確立、交通安全、労災事故防止、環境対策、運賃対策等を積極的に推進する。

19. 庶務関係

(1) 表彰

各種表彰については、表彰対象資格該当者を積極的に表彰（上申、推薦）する。

(2) 予定する会議

- | | |
|-----------|-----------|
| ○通常総会 | 年1回 |
| ○理事会 | 年4～5回 |
| ○各委員会・部会 | (必要により随時) |
| ○支部事務局長会議 | (必要により随時) |